

医政発0225第7号  
令和7年2月25日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長  
(公 印 省 略)

「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドラインについて」  
の一部改正について（通知）

平素より看護行政の推進にご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和7年2月25日に「保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令」（令和6年文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「改正省令」という。）が公布され、令和8年4月1日から施行されます。

改正省令により通信制の看護師学校養成所においては、免許を得た後、5年以上業務に従事している准看護師であることを入学又は入所の資格とすることとなりました。

また、先般看護師等学校養成所におけるレポート、課題等の作成において、学生自身が作成せずに、課題等代行サービスを利用した事案が報告されています。

これらの状況を踏まえ、「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン」についても、その一部を別紙のとおり改正し、令和8年4月1日より適用することとしましたのでその旨通知します。

つきましては、内容についてご了知いただくとともに、貴管下の養成所に対して、周知願います。

また、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。